

# 協議会 だより

## 実施状況調査の結果がまとまりました

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は毎年、五月一日現在の学童保育の実施状況を調査（全国すべての市町村へ特別区を含み。以下同）一七四一市町村を対象とする悉皆調査）しています。

市町村は、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）にもとづいて、学童保育の「最低基準」である条例を定めています。全国連協は二〇一五年以降、「設備運営基準」で示された「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位として、その数を集計しています。今年度もすべての市町村からご協力いただき、調査結果がまとまりましたので

概要を報告します。

### ◆学童保育数と「支援の単位」数

……学童保育数は二万四四一四か所、「支援の単位」数は三万五三七でした（前年比「支援の単位」数は九〇〇増、学童保育数は三三減）。

全国的には、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に沿って、施設数・「支援の単位」数を増やしている一方で、少子化や学校の統廃合、コロナ禍の影響で、施設数・「支援の単位」を減らしている地域も見られます。施設状況や子どもの分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方が、「子どもに安全で安定した生活を保障できるもの」になっていくかが問われます。

◆入所児童数……一三四万八二二人でした（前年比四万四二三人増）。

また、どの学年でも入所児童数が前年比で増加しました。

二〇二一年調査では、学年別入所児童数を発表するようになった二〇一三年以来はじめて、三年生以上の人数が減少しました。その理由として、「新型コロナウイルス感染症」拡大を機に、感染リスクを懸念して自治体や運営者が受け入れ人数を縮小した（高学年の利用自粛など）、あるいは保護者が退所を選択した、生活や遊び・活動の制限を理由にした退所などが考えられます。

なかには、社会全体に行動制限が設けられたなかで、保護者の就労時間の短縮、失業、家計の悪化にともない、保育料負担を理由に退所させざるを得なかった家庭もありました。

子どもが学童保育に通わずに自宅で留守番をして過ごしていたことなど、制限された生活がきっかけで、生活リズムや睡眠の変調、心身への

影響、人と接することへの恐れ・表情を悟られなくなるとマスクが外せないなど、子どもにさまざまな影響が生じており、友達や周囲の人々との関わり、距離感の変化、対人関係への影響も心配されます。一方、保護者の就労時間の長時間化、負担が増え、学童保育の必要性が増した家庭もあります。

### ◆子ども集団の規模……「生活の場」

である学童保育で、子どもたち一人ひとりが安心して関係を築くためには、子ども集団の人数規模の上限が守られることが必要です。しかし、現状では、すべての学童保育で実現できているわけではありません。国が「設備運営基準」で示した「一四〇人以上」の「支援の単位」数は全体の約六割にとどまりました。

児童数が非常に多い大規模な学童保育では、子どもたちが過酷な状況で過ごしています。重篤な事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容

など、さまざまな要因があることが考えられますが、「登録児童数が四〇人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過している集団」なのか、「登録児童数が大規模で、日によって子どもの集団の入れ替わりがあり、出席人数が四〇人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

子ども同士の関係性の構築、安全性の確保や事故防止のために、そして、感染症拡大防止の観点からも国が示している「おおむね四〇人以下」よりもさらに、集団の規模を小さくする必要があります。

◆把握できた待機児童数……一万五五〇六人でした。

二〇一五年まで、学童保育には定員「人数規模」なく全国一律の基準がなかったため、入所に制限を設けていない施設や自治体もありました。現在も、国の基準はあくまでも「参酌基準」であり、大規模な学童

保育を容認する条例を設けている、待機児童を出さないよう「全児童対策事業」放課後子供教室をもつて学童保育を必要とする子どもの受け皿にしている自治体もあります。

必要とする専用区画（子ども一人につき一・六五平方メートル以上の広さ）や、集団の規模の上限の必要性を理解していないことが問題となっけています。「待機児童ゼロ」は必ずしも「学童保育が充足している」ことを表しているとはかきりません。目的の異なる事業では、学童保育の役割を果たすことは不可能です。

◆運営主体……全体に占める割合を見ると、公営と地域運営委員会、父母会・保護者会による運営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、その他法人による法人運営が増えています。

公立公営だった学童保育に指定管理者制度が導入された、民間への委託に切り替わったなどの地域もあり

ます。また、地域運営委員会や父母会・保護者会が運営を担っていた学童保育のなかには、企業による運営に切り替えたところも出てきています。

国は二〇一五年に、学童保育に有資格者を配置したうえで「全国一定水準の質の確保」をめざして制度を変更しましたが、これまで「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」……という認識で指導員を雇用してきた自治体のなかには、その変化に対応できず、指導員不足が慢性化するなかでも、非正規雇用のまま（給与を抑えるため）としていたところもあります。そうした地域ではさらに、事業経費を低く抑えるために、民間への委託が増えています。

学童保育が「市町村事業」に位置づけられているにもかかわらず、こうした一部の自治体の判断は「公的責任の放棄」と言えます。

なお、「学習塾」「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自稱して

いても「放課後児童健全育成事業」には該当しないため、全国連協の調査対象・結果には含めていません。

◆開設場所……余裕教室の活用が増えており、学校施設内が全体の約半数です。毎日の「生活の場」にふさわしい施設として、子どもたちの年齢や発達に応じたさまざまな活動内容に対応できる広さ・設備が必要です。コロナ禍のなか、「体調を崩した子どもが安静に過ごせて、かつ隔離できる場所が確保できない」「手洗い場が十分でなく、長蛇の列ができる」などの実態が浮き彫りになり、早急に改善していくことが必要です。

\* \* \*

今年度の調査結果は、二〇二三年一月一七日、厚生労働省内の厚生労働記者会で記者発表を行いました（資料は全国連協のホームページ参照）。今後、在京の民放ラジオ局、全国の地方紙にも報道発表資料を送付する予定です。